

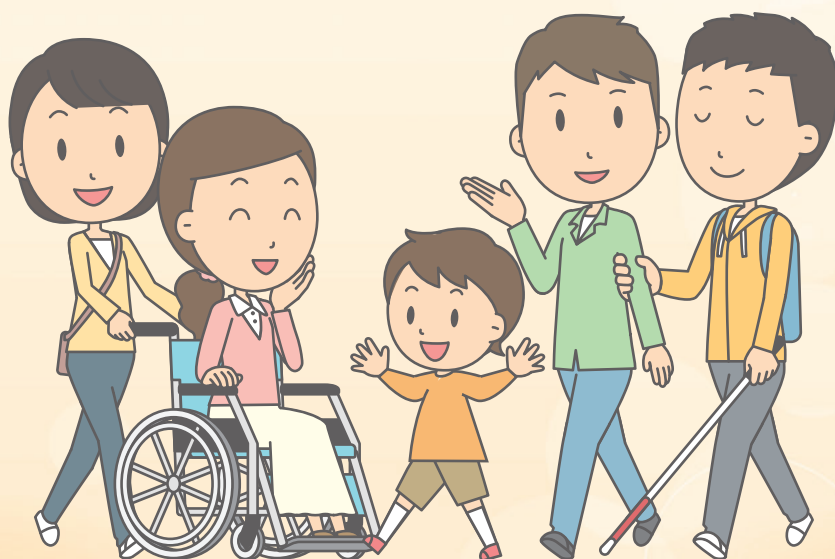
きょうせい 共生のまち白山プラン

がいようばん
概要版

だい き はくさん し しょうがいしゃけいかく
第3期白山市障害者計画
平成30～35年度(2018～2023)

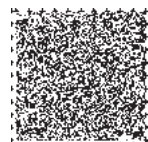
だい き はくさん し しょうがいふくしけいかく
第5期白山市障害福祉計画
平成30～32年度(2018～2020)

だい き はくさん し しょうがいじふくしけいかく
第1期白山市障害児福祉計画
平成30～32年度(2018～2020)



はく さん し
白 山 市

平成30年3月発行



1 プランの構成

きょうせい
共生のまち
はくさん
白山プラン

だい き はくさん し しょうがいしゃけいかく 第3期白山市障害者計画

(障害に関する施策の基本理念・基本目標・基本的な方向性)

だい き はくさん し しょうがいふくし けいかく 第5期白山市障害福祉計画

(障害のある人に対する障害福祉サービスの確保体制)

だい き はくさん し しょうがいじふくし けいかく 第1期白山市障害児福祉計画

(障害のある子どもに対する障害福祉サービスの確保体制)

2 プランのテーマ

じりつ きょうせい
— 自立と共生 —

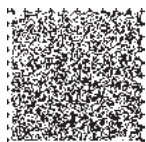
しょうがい しょうがい ひと とも ち いき あんしん く つづ
障害のある人と障害のない人が共に地域で安心して暮らし続けることが
できる共生のまちづくりをめざします。

3 プランの考え方

ごう り てきはいりよ ていきょう しょうがいふくし た し えんとう しゃかいてきしょう
合理的配慮の提供や障害福祉サービス、その他の支援等により社会的障
へき のぞ しょうがい ひと じりつ しゃかいさん か のう きょう
壁が除かれることで、障害のある人の自立や社会参加が可能となり、「共
せい じつげん
生のまち」が実現できます。

※合理的配慮 … すべての人が誰にでもできるちょっとした心くばりのある行動

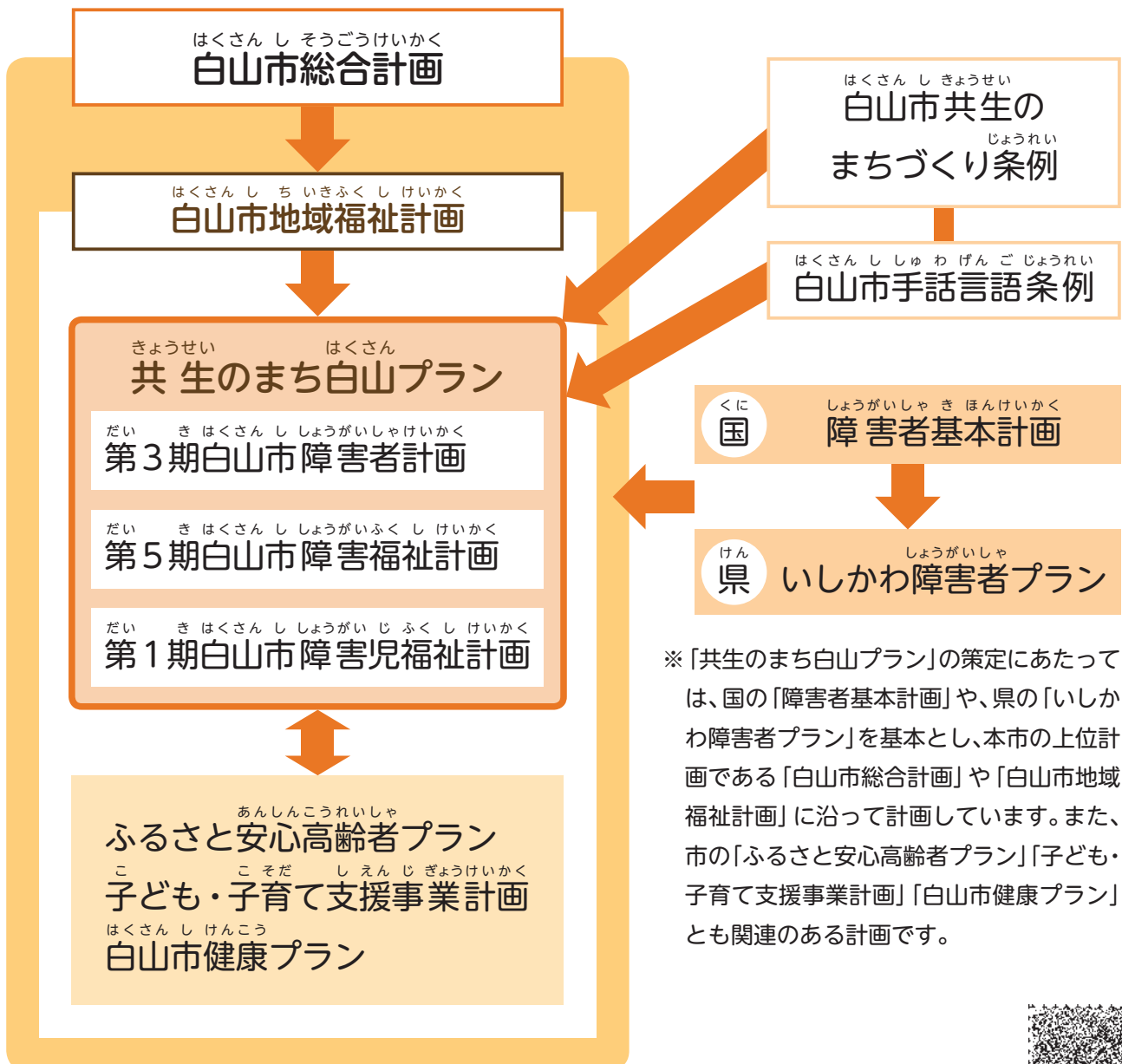
※社会的障壁 … 障害のある人が生活する上で支障となる外的な要因



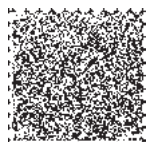
4 プランにおける各計画の期間

H18～H23年度		H24～H29年度		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	H34年度 (2022)	H35年度 (2023)
第1期計画		第2期計画		第3期白山市障害者計画					
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期白山市障害福祉計画			第6期		
				第1期白山市障害児福祉計画			第2期		

5 プランの位置づけ



※「共生のまち白山プラン」の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」や、県の「いしかわ障害者プラン」を基本とし、本市の上位計画である「白山市総合計画」や「白山市地域福祉計画」に沿って計画しています。また、市の「ふるさと安心高齢者プラン」「子ども・子育て支援事業計画」「白山市健康プラン」とも関連のある計画です。

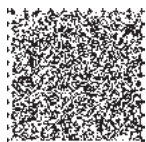


6 プランの^{きほんりねん}基本理念

しょうがい う む だれ たが そんなちよう
障 害の有無にかかわらず、誰もが^{たが}お互いを^{そんなちよう}尊重し、
あんしん く きようせい はくさん し じつげん
安心して暮らせる「^{きようせい}共生のまち ^{はくさん}白山市」の^{じつげん}実現

7 プランの^{きほんもくひよう}基本目標

- しょうがい う む たが そんなちよう
(1) 障 害の有無にかかわらず、^{たが}お互いを^{そんなちよう}尊重するまちづくり
- だれ あんしん く きようせい
(2) ^{だれ}誰もが^{あんしん}安心して^く暮らせる^{きようせい}共生のまちづくり



8 プランの基本原則

(1) 地域社会における共生

「白山市共生のまちづくり条例」、「白山市手話言語条例」の基本理念に基づく共生社会の実現。

(2) 差別の禁止

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約する、障害を理由とする差別の禁止と社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供の推進。

9 プランの各分野に共通する横断的視点

(1) 障害のある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害のある人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人本人が適切に意思決定を行い、意思を表明することができるコミュニケーション手段の確保や相談等による意思決定の支援を行います。

(2) 障害のある人に対する総合的な支援

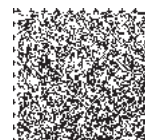
障害のある人が、人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう教育、福祉、医療、雇用等の各分野が連携する切れ目のない支援を行います。

(3) 障害の特性等に配慮した支援

性別、年齢、障害の特性、生活の実態等に応じた支援を行います。

(4) 共生社会及び障害理解の促進

市民、事業者の共生社会、障害に対する理解を促進するための取り組みを行います。特に、障害のある人が自立して日常生活や社会生活を送ることができるよう、誰もが障害のある人に合理的配慮の提供ができる地域づくりを行います。



10 プランの各分野の施策の方向性と展開 (分野別の共生と合理的配慮)

このプランは、10項目の分野別に施策等を定めています。第10章が、第5期白山市障害福祉計画、第1期白山市障害児福祉計画になります。

第1章

生活環境における共生

- 1 安全に安心して生活できる住環境の整備
- 2 移動しやすい環境の整備
- 3 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
- 4 地域福祉活動の推進
- 5 ボランティア活動の推進

第2章

コミュニケーションにおける共生

- 1 情報通信技術を活用した情報の取得・利用のしやすさの向上
- 2 情報提供の充実
- 3 コミュニケーション支援の充実
- 4 手話の普及

第3章

防災等における合理的配慮

- 1 災害発生時における適切な情報提供
- 2 避難所等における合理的配慮の提供等の推進
- 3 災害時の支援体制の整備
- 4 防犯対策の推進

第4章

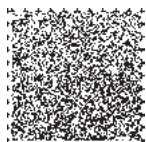
差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 1 障害を理由とする差別の解消の推進
- 2 虐待の防止

第5章

保健・医療との連携

- 1 生活習慣病等の障害の原因となる傷病等の予防・治療
- 2 精神疾患の早期発見・対応
- 3 子どもの発達支援



第6章

就労における共生

- 1 地域ネットワークの構築
- 2 障害者就労施設等の活用
- 3 雇用の推進
- 4 働く力の向上
- 5 就労の定着
- 6 障害の特性に応じた様々な取組み

第7章

保育・教育における共生

- 1 共に育つ保育の推進
- 2 共に学ぶ教育の推進
- 3 共生社会に関する理解を深めるための取組みの推進

第8章

文化芸術活動・スポーツにおける共生

- 1 文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション活動への参加

第9章

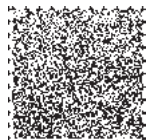
行政における合理的配慮

- 1 市等の行政機関の窓口等における障害のある人への合理的配慮の提供の徹底

第10章

合理的配慮、障害福祉サービス、その他の支援を通じた自立と共生

- 1 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 年齢・障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 相談支援の提供体制の充実
- 4 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 5 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組み
- 7 障害福祉サービスの見込み量と今後の方策
- 8 地域生活支援事業の見込み量と今後の方策





白山市